

八幡浜市日本政策金融公庫融資利子補給金交付要綱

〔 令和 8 年 9 月 1 8 日 〕
〔 要 綱 第 9 1 号 〕

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、株式会社日本政策金融公庫から融資を受けた市内の中小企業等が負担する当該融資に係る利子の負担軽減を図り、事業の安定化と地域経済の振興に資するため、予算の範囲内において、八幡浜市日本政策金融公庫融資利子補給金（以下「利子補給金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において「対象融資」とは、株式会社日本政策金融公庫（国民生活事業）が行う融資制度のうち、別表に掲げるものをいう。

（交付対象者）

第 3 条 利子補給金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に主たる事業所（個人の場合は住所又は主たる事業所、法人の場合は本店）を有し、対象融資に係る事業を継続して営んでいること。
- (2) 市税を滞納していない者（市税の徴収の猶予又は期限の延長がなされている者を含む。）であること。
- (3) 八幡浜市暴力団排除条例（平成 2 3 年条例第 3 7 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員等でないもの。
- (4) 国、県又は他の市町村から、当該対象融資に係る利子補給金その他これに類する補助金等の交付を受けていないこと。

2 前項第 1 号の規定にかかわらず、第 5 条第 2 項第 1 号又は第 4 号に規定する事由が生じた者については、当該事由が生じた日までに係る利子補給金に限り、交付の対象とすることができる。

（利子補給金額）

第 4 条 利子補給金の額は、毎年 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日までの期間において、対象融資につき実際に支払った利子の額（延滞利息を除く。）に、別表に定める補給率及び上限率を適用して算出した額（対象融資が複数ある場合は、各対

象融資について算出した額の合計額) とする。

- 2 前項の規定による算定において、交付対象者が受けた対象融資の当初借入額（対象融資が複数ある場合は、その当初借入額の合計額）が1,000万円を超える場合にあっては、前項の規定により算出した額に、1,000万円を当該当初借入額で除して得た率を乗じて得た額とする。

- 3 前2項の規定による計算において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（利子補給期間）

第5条 利子補給の期間は、対象融資を受けた日から起算して別表に定める期間を経過する日又は当該融資の償還を完了した日のいずれか早い日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、利子補給期間中に次の各号に掲げる事由が生じた場合の利子補給の期間の終期は、それぞれ当該各号に定める日とする。

- (1) 主たる事業所を市外に移転した場合 移転した日
- (2) 償還期限を繰り上げて償還を完了した場合 繰上げ後において償還を完了した日
- (3) 償還を怠った場合（ただし、第6条に規定する申請期限までに当該遅延が解消された一時的な遅延を除く。） 約定に従い償還をした最後の日
- (4) 事業を休止し、又は廃止した場合 休止し、又は廃止した日

（利子補給金の交付申請）

第6条 利子補給金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、毎年2月末日までに、前年中に支払った対象融資に係る利子について、八幡浜市日本政策金融公庫融資利子補給金交付申請書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（利子補給金の交付決定）

第7条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、利子補給金の交付を決定し、八幡浜市日本政策金融公庫融資利子補給金交付決定（申請却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により利子補給金の交付を決定した場合は、必要な条件を付することができる。

（利子補給金の請求及び交付）

第 8 条 前条の規定により交付決定の通知を受けた者は、利子補給金の交付を請求しようとするときは、八幡浜市日本政策金融公庫融資利子補給金請求書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による提出があったときは、速やかに利子補給金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第 9 条 市長は、第 7 条第 1 項の規定により利子補給金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、利子補給金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 償還を怠ったとき（第 5 条第 2 項第 3 号に規定する一時的な遅延に該当する場合を除く。）。

(2) この要綱により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。

(3) 第 7 条第 2 項の規定による条件に従わなかったとき。

(4) その他不正の行為があったとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを行った場合において、当該取消しに係る部分について既に利子補給金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じることができる。

（その他）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、利子補給金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 この要綱による利子補給は、令和 8 年 1 月 1 日以後に実行された対象融資に係るものについて適用する。

別表（第 2 条、第 4 条、第 5 条関係）

対象融資制度	補給対象期間	利子補給率等
生活衛生改善貸付（衛経）	3 年	支払利息の 2 分の 1 （上限 年 1 . 0 %）
小規模事業者経営改善資金（マル経）	3 年	支払利息の 2 分の 1 （上限 年 1 . 0 %）

年 月 日

八幡浜市長 様

申請者 所在地
 商号又は名称
 代表者名
 電話番号
 メール

八幡浜市日本政策金融公庫融資
 利子補給金交付申請書

八幡浜市日本政策金融公庫融資利子補給金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり利子補給金の交付を申請します。

記

1 申請額 金 円

※対象融資の当初借入総額(E)が 1,000 万円以下の場合は、(D)の金額を記入してください。

※対象融資の当初借入総額(E)が 1,000 万円を超える場合は、以下の計算式により算出した額を記入してください。 申請額 = (D) × (1,000 万円 / (E)) (1 円未満切り捨て)

2 対象融資及び利子支払の実績 (年 1 月 1 日 ～ 1 2 月 3 1 日分)

(単位：円、%)

融資制度名	借入年月日	当初借入額	融資利率 (A)	対象期間中の 支払利息(B)	算出補給金額(C) ※1 円未満切捨て
【合算額】		(E)			(D)

※算出補給金額(C)の計算方法（対象融資が複数ある場合は、それぞれの融資ごとに計算してください）

要綱別表に定める「利子補給率等」に基づき算出してください。

（参考：別表の補給率が「支払利息の 2 分の 1（上限 年 1. 0 %）」に該当する場合の計算式）

(1) 融資利率(A)が年 2.0%を超える場合： (C) = (B) × (1.0% / (A)) (1 円未満切捨て)

(2) 融資利率(A)が年 2.0%以下の場合： (C) = (B) × (1 / 2) (1 円未満切捨て)

誓約・同意事項

申請に当たり、以下の事項に誓約及び同意します。（確認の上、□にチェックを入れてください。）

- ☐ 対象融資に係る事業を継続して営んでおり、今後も事業を継続する意思があります。
- ☐ 八幡浜市暴力団排除条例に規定する暴力団関係者ではありません。
- ☐ 利子補給金の審査のため、市が市税の納付状況等について公簿等により確認することに同意します。
- ☐ 国、県又は他の市町から、当該対象融資に係る利子補給金等を重複して受給していません（今後受給する予定もありません）。

（添付書類）

- (1) 株式会社日本政策金融公庫が発行した「支払利息証明書」等、利子の支払額が確認できる書類
- (2) 市税の納税証明書
- (3) 対象融資に係る借用証書（お借入金支払明細書）等の写し（※毎回添付してください）
- (4) 市内で事業を営んでいることを証する書類（直近の確定申告書の写し、登記事項証明書、開業届等の写し）
- (5) 年の途中で市外へ転出又は廃業した場合は、転出日又は廃業日が確認できる書類
 - ア 個人の場合：住民票の除票、税務署への廃業届等の写し
 - イ 法人の場合：履歴事項全部証明書、異動届出書等の写し

第 号
年 月 日

様

八幡浜市長

印

八幡浜市日本政策金融公庫融資
利子補給金交付決定（申請却下）通知書

年 月 日付けで交付申請のあった利子補給金については、下記のとおり決定したので、八幡浜市日本政策金融公庫融資利子補給金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により通知します。

記

1	決定内容	☐ 交付決定 ・ ☐ 申請却下
2	（交付決定の場合） 利子補給金の交付額	円
3	（交付決定の場合） 交付の条件	(1) 八幡浜市日本政策金融公庫融資利子補給金交付要綱の規定を遵守すること。 (2) 偽りその他不正な手段により利子補給金の交付を受けたときは、交付決定を取り消し、既に交付した利子補給金の返還を命ずることがある。
4	（申請却下の場合） 却下の理由	

年 月 日

八幡浜市長 様

申請者 所在地
商号又は名称
代表者名

八幡浜市日本政策金融公庫融資
利子補給金請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた八幡浜市日本政策金融
公庫融資利子補給金について、八幡浜市日本政策金融公庫融資利子補給金交付要
綱第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 振込先指定口座

金 融 機 関 名	
本 ・ 支 店 名	
口 座 名 義 人 名	フリガナ
口 座 種 別	普通 ・ 当座
口 座 番 号	